

報道発表資料

令和5年10月27日
独立行政法人国民生活センター

**マイナポイント事務局をかたる“詐欺メール”にご注意！
—メールが届いたら詐欺を疑い、URLにはアクセスしないで—**

「マイナポイント第2弾のお知らせ」「マイナポイントがもらえる」などとマイナポイント事務局をかたり、個人情報やクレジットカード情報を不正に得ようとする“詐欺メール”に関する相談が2023年9月ごろより全国の消費生活センター等に相次いで寄せられています。マイナポイント事務局からこのようなメールが送られることは絶対ありません。マイナポイント関連のサイトに誘導するメールが届いたら詐欺を疑い、URLにはアクセスしないようにしましょう。

1. 相談事例（()内は受付年月、相談者の属性）

【事例1】マイナポイント事務局からのメールと誤信してクレジットカード番号等を入力してしまった

スマートフォンにマイナポイント第2弾のお知らせメールが届き、本文に「マイナポイント事務局」との記載があった。すでにポイントを受け取っていたが、2回目のポイント付与があるのかと思いメール記載のサイトに移動して、個人情報、クレジットカード情報やそのパスワード、マイナンバー関連の情報を入力して送信してしまった。後で気になってネットで調べたところ詐欺メールだと気づき、クレジットカード会社に申し出てクレジットカードの番号は変更した。しかし、私は他のクレジットカードも同じパスワードに設定しているため不安だ。どのように対処したらよいか。



(2023年10月受付 60歳代 女性)

【事例2】「マイナポイントがもらえる」というメールに誘導され個人情報を入力してしまった

パソコンに「マイナポイント第2弾提供に関して」という件名のメールが届いた。本文には「マイナポイント第2弾を実施」「最大2万円分のマイナポイントがもらえる」との記載があった。すでにポイントをもらっているが、さらにももらえるものだと思い、記載されたURLにアクセスした。申し込み画面が表示されたので、名前、住所、電話番号、メールアドレス、任意のパスワードを入力したところ、次の画面でクレジットカード情報を求められた。この時点でおかしいと気づき入力を中断し画面を閉じたが、今後どうしたらよいか。



(2023年9月受付 70歳代 男性)

2. 消費者へのアドバイス

(1) マイナポイント関連のサイトに誘導するメールが届いたら詐欺を疑い、URLにはアクセスしないようにしましょう

マイナポイント事務局がメールでマイナポイント関連のサイトに誘導することは絶対にありません¹。URLにアクセスすると、ニセサイトに誘導され氏名や住所、電話番号、クレジットカード番号等を入力させられることにより個人情報を取得され、詐欺被害にあうおそれがあります。

マイナポイント関連のサイトに誘導するメール²が届いた場合は詐欺を疑い、メールに記載されたURLにはアクセスしないようにしましょう。不安に思ったら、自分でマイナポイント事務局のホームページや問い合わせ窓口を調べて問い合わせましょう。

なお、この手口はメールのほか SMS でも同種の相談が寄せられていますので、注意しましょう。

(2) 不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センターや警察等に相談しましょう

「第2弾マイナポイント」の申し込み受付は2023年9月30日で終了していますが、10月に入り「この活動は2023年10月末まで続きます。お早めのお手続きをお願いします。」という新たな手口の詐欺メールもみられます。今後さらに新たな手口で詐欺メールが送られる可能性もありますので、少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

* 消費者ホットライン：「188（いやや!）」

お住いの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

* 警察相談専用電話：「#9110」番

生活の安全に関わる悩みごと・困りごとなど、緊急でない相談を警察にする場合は、全国統一番号の「#9110」番をご利用ください。電話をかけると発信地を管轄する警察本部等の相談の総合窓口へ接続されます。

* マイナンバー総合フリーダイヤル「0120-95-0178」

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問合せにお答えしています。音声ガイダンスに従って「1番」を選択してください。また、マイナポイント第2弾に関するお問い合わせは、音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。

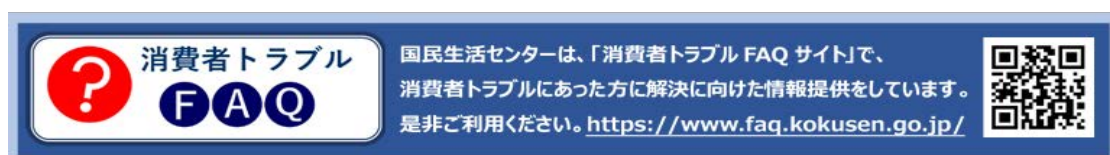
¹ マイナポイントに乗じた詐欺にご注意ください（総務省 マイナポイント事務局）
https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/security_measures/alert/

² 実際に届いたメール・SMSの文面例やフィッシングサイトの例については、フィッシング対策協議会が公表を行っている。

マイナポイント事務局をかたるフィッシング（フィッシング対策協議会）
https://www.antiphishing.jp/news/alert/myna_20230911.html

3. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・総務省（法人番号 2000012020001）
- ・警察庁（法人番号 8000012130001）
- ・フィッシング対策協議会（法人番号 なし）



The banner features a red circle with a white question mark on the left, followed by the text '消費者トラブル' and 'FAQ' in blue circles. To the right, there is a blue box containing white text and a QR code.

消費者トラブル
FAQ

国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、
消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。
是非ご利用ください。<https://www.faq.kokusen.go.jp/>

